

第二百十二回国会参議院内閣委員会会議録第五号

令和五年十一月三十日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月十六日

辞任

加藤 明良君

補欠選任

末松 信介君

十一月十七日

辞任

末松 信介君

補欠選任

加藤 明良君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

大野 泰正君

小野田紀美君

太田 房江君

上月 良祐君

石垣のりこ君

宮崎 勝君

委員

磯崎 仁彦君

衛藤 晟一君

加藤 明良君

古賀友一郎君

広瀬めぐみ君

森屋 宏君

山谷えり子君

鬼木 誠君

塩村あやか君

杉尾 秀哉君

窪田 哲也君

片山 大介君

柴田 巧君

上田 清司君

井上 哲士君

大島九州男君

国務大臣

自見はなこ君

副大臣

内閣府副大臣

大臣政務官

内閣府大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

岩波 祐子君

本日の会議に付した案件

○官報の発行に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大野泰正君) ただいまから内閣委員会を開会させていただきます。

官報の発行に関する法律案及び官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。自見国務大臣。

○国務大臣(自見はなこ君) ただいま議題となりました官報の発行に関する法律案及び官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、官報の発行に関する法律案について御説明申し上げます。

法令の公布等の手段である官報は、明治十六年の創刊以来、紙の印刷物として国民の間に広く定着しているところでです。

この法律案は、我が国のデジタル化の象徴として、官報を電子化するため、情報通信技術を活用した官報の発行方法を定めるとともに、その他官報の発行に必要事項について規定するた

めのものです。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、官報の発行主体について、内閣総理大臣が官報の発行を行うことを定めるものです。

第二に、官報の掲載事項について、法令の公布等は官報をもって行うことを定めるとともに、その他官報に掲載しなければならない事項等について定めるものです。

第三に、官報の発行方法について定めるものです。官報の発行は、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信を利用して公衆が官報掲載事項について閲覧し得る状態に置く措置をとることにより行うこととしています。

当該措置は、必要かつ適当な期間、継続して行うこととするほか、官報掲載事項のうち法令等については、当該期間の経過後においても引き続き、公衆が閲覧することが

できる状態に置く措置をとることとしています。また、自動公衆送信により送信される情報については、サイバーセキュリティに関する措置として、当該情報が内閣総理大臣の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置等をとることとしています。

第四に、インターネットを利用することができない者への配慮の措置として、電子計算機の映像面で官報掲載事項を閲覧することができ

る状態に置く措置をとるとともに、求めに応じ、官報掲載事項を記載した書面を交付する措置をとること等を定めるものです。

第五に、災害等の事情が生じた場合において、書面の官報を掲示することにより官報の発行を行うことを定めるものです。

第六に、官報の発行をした後の公文書館への移管、官報掲載事項を記載した書面の交付等に係る業務の委託、内閣総理大臣以外の者が官報掲載事項を記録したデータベースを構成する場合における内閣総理大臣の承認等、必要な事項について定めるものです。

なお、この法律案の施行期日は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

引き続きまして、官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、官報の発行を電子的に行うことに伴い、官報が紙の印刷物であることを前提とした規定の改正を行うなど、関係法律について所要の整備を行うものです。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人国立印刷局法について、目的及び業務の範囲の変更等関係規定の整備を行うものです。

第二に、鉄道抵当法その他の関係法律について、官報が紙の印刷物であることを前提とした規

定の改正を行うものです。

第三に、内閣府設置法及び復興庁設置法について、関係規定の整備を行うものです。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長（大野泰正君） 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会させていただきます。

午前十時五分散会

十一月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、子供のための予算を大幅に増やし、保育・学童保育の基準・施策の抜本的改善を求めることに関する請願（第一七五号）

一、軍事費の拡大ではなく、子育て施策の拡充を求めることに関する請願（第一七六号）（第一七七号）（第一七八号）（第一七九号）（第一八〇号）（第一八一号）（第一八二号）（第一八三号）（第一八四号）（第一八五号）（第一八六号）（第一八七号）（第一八八号）（第一八九号）

一、公務員の処遇及び少子化問題に関する請願（第二四五号）

一、性虐待や性搾取の被害者となった子供に焦点を当て、ワンストップ救援センターを支援することに関する請願（第二四六号）

第二七五号 令和五年十一月六日受理

子供のための予算を大幅に増やし、保育・学童保育の基準・施策の抜本的改善を求めることに関する請願

請願者 札幌市 宮越葉子 外二千九百五十七名

紹介議員 紙 智子君

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとしてこども未来戦略方針を閣議決定した。長年求められ続けてきた七十五年ぶりの保育施設職員配置基準の改善が盛り込まれたが実施の時期は明記されていない。また、子供予算倍増が二〇三〇年代初頭まで先延ばしされる一方で、防衛予算倍増は二〇二七年に達成するとされている。さらに、子育て支援策の財源確保のために医療など社会保障費の削減や社会保険料の値上げなどが検討されており国民に不安が広がっている。保育・学童保育の職員配置や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い水準のまま放置され職員の負担が増大している。そして、保育者の賃金などが全産業平均よりも低い実態が人手不足を招き現場を疲弊させている。また、待機児童が減ったとはいえ多くの隠れ待機児童が存在するなど、今なお必要な保育が受けられない状況がある。人口減少地域においては、保育・子育て支援ニーズに十分に応えられず施設運営も困難になっている。乳幼児期からの安心できる子育てのために、日常的に子供の育ちと子育て家庭を支える社会資源としての保育・学童保育の維持・拡充が必要である。どのような状況にあっても国・自治体の公的責任において全ての子供に安心・安全で質の高い保育が平等に保障されるように、保育・学童保育に関わる子供のための予算を大幅に増やして基準・施策の抜本的な改善を直ちに進めることを求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、子供たちの命を守り、保育・学童保育を充実

させるために、子供のための予算を直ちに大幅に増やすこと。

二、保育・学童保育の職員配置基準を引き上げ、職員を増やすこと。

三、保育・学童保育に関わる公費負担を増やし、賃金・労働条件を引き上げること。

四、全ての子供の保育料を、給食費なども含めて無償にすること。

第二七六号 令和五年十一月七日受理

軍事費の拡大ではなく、子育て施策の拡充を求めることに関する請願

請願者 埼玉県白岡市 折原重章 外千二十九名

紹介議員 天畠 大輔君

多くの労働者の賃金はこの三十年の間全く上がっていない。アベノミクスの失政により、日本経済は行き詰まり物価は高騰する一方である。その上、大軍拡のための増税案まで示されている。軍備増強のための増税には多くの国民が反対している。軍事費よりも命・暮らし優先の政治が国民の願いである。国民に一層厳しい生活をさせながら、社会保障を削って軍事のためにお金を出せというのは余りにも愚策である。このまま大軍拡路線を突き進めば、際限ない社会保障費の抑制と削減、人権侵害と社会保障理念の否定が広がる。二〇一二年の社会保障制度改革国民会議報告書、二〇一三年の社会保障制度改革国民会議報告書と三助論の全世代型社会保障検討会議最終報告書と三助論や自己責任論が振りまかれ、徹底した医療費抑制政策と負担増、給付削減が推し進められた。二〇二二年十二月の全世代型社会保障構築会議の報告書は、大軍拡路線の財源確保とあいまって、少子高齢化を乗り越える真つ当な政策も財源も示して

いない。社会保障を国民同士の助け合いに矮小化し、この十年間の社会保障改革の名の下に行われてきた憲法第二十五条の解釈改憲とも言える事態をそのまま継続しようとするものである。コロナ禍の下、医療・介護・福祉の現場が一層逼迫する中、政府は医療費抑制政策を進めている。公立・公的病院の統廃合や病床削減をした病院への補助金として、社会保障の充実のためと増税された消費税を財源として充当するのは本末転倒である。こうした社会保障の負担増と給付削減は格差と貧困に拍車を掛けている。格差と貧困の拡大の大きな要因は日本の所得再分配機能の再分配はOECD加盟国の中で日本は下位に位置している。社会保障は平和と民主主義の下で成り立つものであり、戦争や軍事拡大とは決して相入れない。今こそ憲法改悪を許さず、憲法に保障された人権としての社会保障実現を目指し、社会保障が本来持つ所得再分配の役割が機能する公正な社会への転換を求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、軍事費の拡大ではなく子育て施策を拡充すること。

第一七七号 令和五年十一月七日受理

軍事費の拡大ではなく、子育て施策の拡充を求めることに関する請願

請願者 東京都北区 熊川佳昭 外千五十四名

紹介議員 高良 鉄美君

この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。

第一七八号 令和五年十一月七日受理

軍事費の拡大ではなく、子育て施策の拡充を求めることに係る請願 請願者 熊本県玉名郡南関町 中村昌治 外二千四十一名 紹介議員 福島みずほ君 この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。	請願者 長野県佐久市 赤羽雅也 外三千八百二十一名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。	紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。 第一八七号 令和五年十一月七日受理 軍事費の拡大ではなく、子育て施策の拡充を求めることに係る請願 請願者 長野県北佐久郡軽井沢町 古川幸助 外三千八百二十一名 紹介議員 仁比 聡平君 この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。	第二四六号 令和五年十一月八日受理 性虐待や性搾取の被害者となった子供に焦点を当て、ワンストップ救援センターを支援することに関する請願 請願者 千葉県船橋市 加藤信子 外百十三名 紹介議員 寺田 静君 児童買春・児童ポルノ禁止法の成立から二十四年、第二次改正からも九年を経た今日、横行する子供の性の商品化や、性搾取・性虐待を撲滅し、子供の性被害を無くすために、二〇二三年G7サミット議長国として、また、GPeVAC(子どもに対する暴力撲滅のためのグローバル・パートナーシップ)推進国の使命として、国際的連携の基準となる二〇一九年二月発表の国連子ども権利委員会による日本政府への勧告の内容を検討し、搾取や虐待による性被害の現状を改善する関係法規の一刻も早い改正と、その執行を担う体制の構築・強化を求める。 については、次の事項について実現を図られたい。 一、性虐待や性搾取の被害者となった子供に焦点を当て、質の高い統合されたケアと支援を提供するために、ワンストップ救援センターへの資金拠出と援助を増やし続けること。
第一七九号 令和五年十一月七日受理 軍事費の拡大ではなく、子育て施策の拡充を求めることに係る請願 請願者 長野県佐久市 赤岡節 外三千八百二十一名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。	第一八三号 令和五年十一月七日受理 軍事費の拡大ではなく、子育て施策の拡充を求めることに係る請願 請願者 長野県諏訪市 笠原幸子 外三千八百二十一名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。	第一八八号 令和五年十一月七日受理 軍事費の拡大ではなく、子育て施策の拡充を求めることに係る請願 請願者 長野県小諸市 北沢彩乃 外三千八百二十一名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。	
第一八〇号 令和五年十一月七日受理 軍事費の拡大ではなく、子育て施策の拡充を求めることに係る請願 請願者 長野県東御市 勝山穂香 外三千八百二十一名 紹介議員 伊藤 岳君 この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。	第一八四号 令和五年十一月七日受理 軍事費の拡大ではなく、子育て施策の拡充を求めることに係る請願 請願者 長野県佐久市 中澤歩夢 外三千八百三十六名 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。	第一八九号 令和五年十一月七日受理 軍事費の拡大ではなく、子育て施策の拡充を求めることに係る請願 請願者 長野県千曲市 児玉綾子 外三千八百二十一名 紹介議員 山添 拓君 この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。	
第一八一号 令和五年十一月七日受理 軍事費の拡大ではなく、子育て施策の拡充を求めることに係る請願 請願者 長野県東御市 小平鮎美 外三千八百二十一名 紹介議員 岩渕 友君 この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。	第一八五号 令和五年十一月七日受理 軍事費の拡大ではなく、子育て施策の拡充を求めることに係る請願 請願者 長野県佐久市 田辺加奈 外三千八百二十一名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一七六号と同じである。	第二四五号 令和五年十一月八日受理 公務員の処遇及び少子化問題に関する請願 請願者 大分市 松本雅義 外千六百五十六名 紹介議員 衛藤 晟一君 この請願の趣旨は、第六二号と同じである。	十一月二十九日本委員会に左の案件が付託された。 一、官報の発行に関する法律案 一、官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
第一八二号 令和五年十一月七日受理 軍事費の拡大ではなく、子育て施策の拡充を求めることに係る請願	第一八六号 令和五年十一月七日受理 軍事費の拡大ではなく、子育て施策の拡充を求めることに係る請願 請願者 長野県佐久市 近藤克也 外三千八百二十一名		

官報の発行に関する法律案

官報の発行に関する法律

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 官報の発行主体（第二条）

第三章 官報の掲載事項（第三条・第四条）

第四章 官報の発行の方法等（第五条・第十一条）

第五章 雑則（第十二条・第十七条）

第六章 罰則（第十八条・第二十一条）

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、官報の発行主体、官報に掲載すべき事項、官報の発行の方法その他官報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 官報の発行主体

第二条 官報の発行は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣が行う。

第三章 官報の掲載事項

（官報による公布等）

第三条 日本国憲法改正、法律及び法律に基づく命令（最高裁判所規則その他の規則で内閣府令で指定するものを含む。以下「法令」という。）、条約並びに詔書の公布は、官報をもって行う。

2 内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十五条第五項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七條第五項若しくは第五十八條第六項若しくは宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第八條第五項、デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第七條第五項又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十四條第一項の告示で次に掲げるものの公示は、官報をもって行う。

一 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の要件を定める告示

二 前号に掲げるもののほか、これに類する告示として内閣府令で定めるもの

（公布等事項以外で官報に掲載する事項）

第四条 官報には、前条の規定により官報をもって行うこととされる公布又は公示の対象となる事項（以下「公布等事項」という。）のほか、次に掲げる事項を掲載するものとする。

一 法令の規定に基づき国の機関が行う告示の対象となる事項

二 前号に掲げるもののほか、公示、公告その他の公にする行為であつて他の法令の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないこととされているものの対象となる事項

2 公布等事項及び前項各号に掲げる事項のほか、官報には、次に掲げる事項を掲載することができる。

一 基本方針、基本計画その他の閣議にかけられた案件に関する事項その他の行政機関（内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法第四十九條第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法第三條第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関をいう。次号において同じ。）の諸活動に関する事項で、一般に周知させるべきものとして内閣府令で定めるもの

二 国の機関（行政機関を除く。以下この号において同じ。）の諸活動に関する事項で、一般に周知させるべきものとして内閣総理大臣と当該国の機関とが協議して定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、前項第二号に掲げる事項に密接に関連する事項その他の官報に掲載する

方法により一般に周知させることが特に必要なものとして内閣府令で定める事項

第四章 官報の発行の方法等

(官報の発行の方法)

第五条 内閣総理大臣は、官報を発行しようとするときは、内閣府令で定める官報の種別ごとに、内閣府令で定めるところにより、官報を発行する年月日、当該年月日に係る公布等事項及び前条に規定する事項その他内閣府令で定める事項（以下「官報掲載事項」という。）を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十二条及び第十三条第一項において同じ。）を内閣総理大臣の使用に係る電子計算機に備えられた官報掲載事項を記録するためのファイル（以下この条、次条及び第十三条第一項において「官報ファイル」という。）に記録しなければならない。

2 官報の発行は、内閣総理大臣が、官報ファイルに記録された官報掲載事項（以下「電磁的官報記録」という。）について、内閣府令で定めるところにより、当該官報ファイルを電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第十四条第三項において同じ。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。

3 官報ファイルを識別するための文字、番号、記号その他の符号は、内閣府令で定める。

4 第二項の自動公衆送信により送信される電磁的官報記録に係る情報は、次の各号に掲げる措置のいずれもがとられたものでなければならない。

一 当該情報を暗号化する措置その他の当該情報の安全性及び信頼性を確保するための措置として内閣府令で定める措置

二 当該情報が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該情報が内閣総理大臣の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置として内閣府令で定める措置

5 第二項の自動公衆送信は、当該自動公衆送信により送信される電磁的官報記録に係る情報について、当該情報を受信した者がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写することができるものでなければならない。この場合において、当該ファイルに複写される電磁的官報記録に係る情報は、前項第二号に掲げる措置がとられているものであることを確認するために必要な事項を証明する情報が分離するこ

とができない状態で付加されたものでなければならない。

(公布等事項の公布等の効力)

第六条 官報ファイルに記録された公布等事項の第三条の規定による公布又は公示は、当該公布等事項に係る官報について前条第二項の措置がとられた時に行われたものとする。

(官報の発行と併せて実施すべき措置)

第七条 内閣総理大臣は、第五条第二項の措置をとるときは、併せて、内閣府令で定めるところにより、当該措置に係る電磁的官報記録を記載した書面を内閣府の揭示場に揭示し、かつ、当該電磁的官報記録を内閣府の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとるものとする。

(電磁的官報記録の継続的な閲覧のための措置)

第八条 内閣総理大臣は、第五条第二項の措置をとったときは、当該措置をとった時から起算して同項の閲覧又は同条第五項前段の複写をするために必要かつ適当な期間として内閣府令で定める期間（以下「閲覧期間」という。）が経過するまでの間、継続して当該措置をとるものとする。

2 内閣総理大臣は、第五条第二項の措置を開始した後、閲覧期間が経過するまでの間に、災害その他のやむを得ない事情又は同項の自動公衆送信に係る障害であつて当該自動公衆送信に著しい支障を生じさせるものとして内閣府令で定めるもの（以下この項、次項及び第十一条第一項において「災害等の事情」という。）が生じたことにより継続して当該措置をとることができなくなった場合には、その旨及びその理由を公表し、当該災害等の事情が解消した場合には、その旨及び当該閲覧期間のうち当該措置をとることができなかった期間（次項において「閲覧不能期間」という。）を公表するものとする。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により災害等の事情が解消した旨の公表をしたときは、第一項の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、第五条第二項の措置に係る電磁的官報記録について、閲覧期間が経過した後（災害等の事情により当該閲覧期間が経過した時においても当該措置をとることができない場合にあつては、当該災害等の事情が解消した後）引き続いて、閲覧不能期間に相当する期間（次項及び第十三条第一項において「追加措置期間」という。）、継続して当該措置をとるものとする。

4 内閣総理大臣は、第五条第二項の措置に係る電磁的官報記録のうち法令その他の内閣府令で定める事項については、閲覧期間又は追加措置期間の経過後においても引き続いて、内閣府令で定めるところによ

り、当該事項に係る情報を同項の自動公衆送信を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとるものとする。

（電磁的官報記録を閲覧することができる施設）

第九条 国の関係行政機関は、その管理する事務所その他の施設において、電磁的官報記録を当該施設に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるよう、必要な設備の設置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、都道府県の設置する図書館（図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館をいう。）その他の施設において、電磁的官報記録を当該施設に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるよう、必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

3 前項に定めるもののほか、内閣総理大臣は、同項の図書館の求めに応じ、電磁的官報記録を記載した書面を提供するものとする。

4 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、第一項の施設その他の内閣府令で定める施設のうち電磁的官報記録を当該施設に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるものに關する情報を公表するものとする。

（書面等による電磁的官報記録に係る官報掲載事項の提供）

第十条 内閣総理大臣は、第五条の規定により官報を発行したときは、当該官報に係る閲覧期間において、内閣府令で定めるところにより、当該官報に係る電磁的官報記録に係る官報掲載事項の提供を受けようとする者の求めに応じ、当該電磁的官報記録を記載した書面を交付する方法又は当該電磁的官報記録に係る情報（同条第四項第二号の措置がとられているものに限る。）を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、同条第二項の自動公衆送信を利用する方法以外のものをいう。）を利用して当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（同条第五項後段の措置がとられているものに限る。）により、当該電磁的官報記録に係る官報掲載事項の提供（第十四条第一項及び第二項において「書面等による官報掲載事項の提供」という。）を行うものとする。

（電磁的官報記録を閲覧に供する措置をとることができなくなった場合の措置）

第十一条 内閣総理大臣は、災害等の事情が生じたことにより、第五条第二項の措置をとることができなくなったときは、同項の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、官報掲載事項を記載した書面（以下「書面官報」という。）を内閣府の揭示場に揭示することにより官報の発行を行うことができる。

2 書面官報に記載された公布等事項の第三条の規定による公布又は公示は、当該公布等事項に係る書面官報について前項の揭示がされた時に行われたものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により書面官報の発行をするときは、あらかじめ、その旨及びその理由を公表しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の揭示をしたときは、内閣府令で定める期間、その揭示を継続するものとする。

5 内閣総理大臣は、第一項の揭示をしたときは、直ちに（大規模災害その他の特別の事情があるときは、当該特別の事情がやんだ後直ちに）、当該揭示に係る書面官報を頒布しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第一項の規定により書面官報の発行をした後に、第五条第二項の措置をとることができることとなったときは、その旨を公表するとともに、当該措置をとることができることとなった後に当該措置をとることにより発行する官報に、当該書面官報の発行の年月日及び当該書面官報に掲載された事項の内容の要旨を掲載するものとする。

7 前各項に定めるもののほか、書面官報の発行に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第五章 雑則

（官報の送付等に関する他の法令の規定の適用）

第十二条 第五条第五項又は第十条の規定により電磁的官報記録に係る情報を複写した電磁的記録は、他の法令における官報の提供、送付その他これらに類する行為に関する規定の適用については、当該他の法令における官報に該当するものとする。

（公文書館への移管）

第十三条 内閣総理大臣は、第五条の規定により官報の発行をしたときは、当該官報に係る閲覧期間又は追加措置期間が経過した後速やかに、内閣府令で定めるところにより、当該官報に係る同条第一項の規定により官報ファイルに記録された電磁的記録を公文書館（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第三項第一号に規定する公文書館をいう。次項において同じ。）に移管するものとする。

る。

2 内閣総理大臣は、第十一条第一項の規定により書面官報の発行をしたときは、当該書面官報に係る同条第四項の内閣府令で定める期間が経過した後速やかに、内閣府令で定めるところにより、当該書面官報を公文書館に移管するものとする。

3 前二項の場合における公文書等の管理に関する法律の規定の適用については、同法第二条第七項中「うち、次に掲げるもの」とあるのは、「うち次に掲げるもの及び官報の発行に関する法律（令和五年法律第 号）第十三条第一項又は第二項の規定により移管されたもの」とする。

（業務の委託）

第十四条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、書面等による官報掲載事項の提供及び第十一条第五項の規定による書面官報の頒布（次項において「書面官報の頒布」という。）を、内閣府令で定める要件を備える者に委託することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委託をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該委託を受けた者（次項及び第四項並びに次条において「受託者」という。）の名称又は氏名及び書面等による官報掲載事項の提供又は書面官報の頒布（次項及び第四項並びに次条第一項において「書面等による提供等」という。）を行う事務所の所在地その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

3 受託者は、内閣府令で定める様式の標識について、書面等による提供等を行う事務所の公衆の見やすい場所に掲示するとともに、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

4 受託者は、書面等による提供等を受けようとする者から求めがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、書面等による提供等を行わなければならない。

5 第一項の規定により委託を受けた者又はその従業者は、第五条又は第十一条第一項の規定により官報又は書面官報の発行がされる前に、当該委託に係る事務に関して知り得た当該官報又は書面官報に関する秘密を漏らしてはならない。

（手数料）

第十五条 書面等による提供等を受ける者は、当該書面等による提供等に係る実費を勘案して内閣府令で定める額の手数料を国（前条第一項の委託に基づき受託者が書面等による提供等を行う場合にあっては、受

託者）に納めなければならない。

2 前項の規定により受託者に納められた手数料は、受託者の収入とする。

（電磁的官報記録に係るデータベースによる情報の提供の制限）

第十六条 内閣総理大臣以外の者が、電磁的官報記録の全部が記録されたデータベース（電磁的官報記録の全部を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）であつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（内閣府令への委任）

第十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第六章 罰則

第十八条 第十四条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第四項の規定に違反したとき。

二 第十六条の規定に違反して、同条の承認を受けずに同条に規定するデータベースを構成したとき。

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条各号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第二十一条 第十四条第三項の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発行する官報について適用する。

（施行日前に発行された官報とこの法律との関係）

第三条 この法律の規定は、施行日前に発行された官報について、その法制上の位置付けに影響を及ぼすものと解してはならない。

（データベースの構成の承認に関する準備行為）

第四条 第十六条の承認を受けようとする者は、施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認の申請があつた場合には、施行日前においても、第十六条の規定の例により、その承認をすることができる。この場合において、当該承認は、施行日以後は、同条の規定による承認とみなす。

（調整規定）

第五条 施行日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第十八条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後七年を経過した場合において、この法律の施行の状況、デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）の形成の状況等を勘案し、第十条に規定する書面等による官報掲載事項の提供その他官報の発行に係る手続等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

（鉄道抵当法の一部改正）

第一条 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項中「記載スベシ」を「掲載スベシ」に改める。

（金融商品取引法の一部改正）

第二条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の三第二項第十五号、第二百条の四第二項第十三号及び第三百十九条の三第七項中「記載する」を「掲載する」に改める。

（政治資金規正法の一部改正）

第三条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項中「官報への」を「官報の発行に関する法律（令和五年法律第 号）第十一条第一項に規定する書面官報（以下この項において「書面官報」という。）への」に、「官報の」を「書面官報の」に改める。

(図書館法の一部改正)

第四条 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「官報その他」を削る。

(独立行政法人国立印刷局法の一部改正)

第五条 独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「編集、印刷及び普及」を「原稿の作成」に改め、「法令全書、」を削る。

第十一条第一項第三号中「編集、印刷及び普及」を「原稿の作成並びに官報の発行に関する法律（令和

五年法律第 号）に規定する電磁的官報記録を記載した書面及び書面官報の印刷」に改め、同項第四

号中「法令全書、」を削る。

第十九条を次のように改める。

(年度目標に関する内閣総理大臣との協議)

第十九条 財務大臣は、第十一条第一項第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関し、通

則法第三十五条の九第一項の規定により、年度目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、内閣

総理大臣に協議しなければならない。

第二十条第二項中「官報及び」を「官報の原稿の適切かつ確実な作成並びに官報の発行に関する法律に

規定する電磁的官報記録を記載した書面及び書面官報並びに」に、「第四条第三項第三十七号」を「第四

条第三項第三十七号の二」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三十七号中「及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷」を削り、同号の次に次の

一号を加える。

三十七の二 内閣所管の機密文書の印刷に関すること。

(復興庁設置法の一部改正)

第七条 復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表に次のように加える。

官報の発行に関する法	第三条第二項	又は	、復興庁設置法（平成
------------	--------	----	------------

律（令和五年法律第

号）

二十三年法律第百二十

五号）第七條第五項又

は

附則

(施行期日)

1 この法律は、官報の発行に関する法律（令和五年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、

次項の規定は、公布の日から施行する。

(独立行政法人国立印刷局法の一部改正に伴う経過措置)

2 財務大臣は、この法律の施行の日前においても、第五条の規定による改正後の独立行政法人国立印刷局

法第十九条の規定の例により、同条に規定する年度目標の策定又は変更について内閣総理大臣に協議する

ことができる。

3 独立行政法人国立印刷局は、この法律の施行の際現に保有する官報及び法令全書について、この法律の

施行の日以後遅滞なく、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第三項第一

号に規定する公文書館に移管するものとする。この場合における官報の発行に関する法律第十三条第三項

の規定により読み替えて適用する公文書等の管理に関する法律第二条第七項の規定の適用については、同

項中「及び官報の発行に関する法律（令和五年法律第 号）第十三条第一項又は第二項」とあるの

は、「並びに官報の発行に関する法律（令和五年法律第 号）第十三条第一項又は第二項及び官報の

発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第 号）附則第三項前

段」とする。